

幼保連携型認定こども園

田代こども園

運営規程（園則）

令和3年4月1日

社会福祉法人見真福社会

幼保連携型認定こども園 田代こども園 運営規程（園則）

（事業所の名称及び所在地）

第1条 社会福祉法人見真福祉会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 幼保連携型認定こども園 田代こども園
- （2） 所在地 鹿児島県肝属郡錦江町田代川原 273 番地 3

（施設の目的及び運営方針）

第2条 田代認定こども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を援助するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（認可定員及び学級の編制）

第3条 当園の認可定員は、45名とし、満3歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行う為、学級を編成するものとする。

- 2 1学級の子どもの数は、30人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成することを原則とする。

（子どもの区分ごとの利用定員）

第4条 当園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- （1） 教育標準時間の認定を受けた子ども （1号認定）
15名

(2) 保育標準時間の認定を受けた子どものうち満3歳以上の子ども (2号認定)
21名

(3) 保育時間の認定を受けた子どものうち満3歳未満の子ども (3号認定)
9名

(提供する教育・保育等の内容)

第5条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業（教育標準時間認定・保育標準時間認定・保育短時間認定）
- (5) その他 子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第6条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園長が別に定める。

(学年及び学期)

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日～ 7月31日
- (2) 第2学期 8月1日～12月31日
- (3) 第3学期 1月1日～ 3月31日

(教育・保育を行う時間等)

第8条 当園の教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間
 - ・教育時間 9時～13時
 - ・預かり保育 上記(1)以外の時間他において7時から19時までの範囲内を提供する。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間
7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第9条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、教育標準時間認定を受けた児童については、原則として月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 年度末（3月30日、31日）

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 以下の期間及び日においては、教育標準時間認定を受けた児童に対する教育・保育の提供は原則として行わない。

(1) 夏季休園 8月 1日～ 8月31日

(2) 冬季休園 12月26日～ 1月 7日

(3) 春季休園 4月 1日～ 4月 6日

(4) 土曜日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、園長は前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、園長は第1項の規定に関わらず臨時に教育・保育を行わないことがある。

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第10条 第5条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年9月7日文科科学省・厚生労働省令第3号）第2条各項のとおりとする。当園の事業は、次のとおりとする。

(1) 子育てに関する保護者、地域の者からの相談に応じる。

(2) 「園だより」等の配布、ならびにホームページにおいて、子育てに必要な情報を提供する。

(3) 地域子育て支援を行い者に対する必要な情報の提供と助言を行う。

(職員の職種、員数及び勤務の内容)

第11条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 1名以上 |
| (3) 事務職員 | 1名以上 |
| (4) 主幹保育教諭 | 2名以上 |
| (5) 保育教諭 | 8名以上 |
| (6) 栄養士・調理員 | 2名以上 |

2 前項目の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。

3 本条に定める職員の職務は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の他の関係法令の定めるところにする。

(園医等)

第12条 当園の園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(入園)

第13条 当園の入園は、選考のうえ園長が許可する。

(入園申込手続き及び選考方法)

第14条 当園の入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ)を志望する者は、所定の入園願書(申込書)を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定を受けた者は園に、保育時間の認定を受けた者は居住市町村に申し込むものとする。

2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に当園を利用している教育標準時間の認定を受けた子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月4日条例第22号)第6条により、当園の教育理念に基づく選考条例、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 利用申込のあった保育時間の認定を受けた者と現に当園に利用している保育時間の認定を受けた子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、支給認定に基づき、保育に必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 5 当園は、保育時間の認定を受けた子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条により、できる限りする。
- 6 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(入園手続き)

第15条 当園に入園を許可された者の保護者は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続きを行わなければならない。

(入園許可の取り消し)

- 第16条 園長は、前条に定める期間内に入園手続きが行われないものについて、入園許可を取り消すことがある。
- 2 園長は、入園式の日理由なく登園しない者については、入園許可を取り消すことがある。

(退園、転園及び休園)

第17条 当園を退園、転園及び休園しようとする者は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(賞 罰)

- 第18条 園長は、心身の発達が著しい子ども又は他の模範となる子どもを表彰する事ができる。
- 2 他の子どもに対し、教育上好ましくないとと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。

(保育料等)

- 第19条 当園においては、錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例13条第1項及び第2項により、子どもの居住する市町村が定める基本保育料を保護者から徴収する。
- 2 当園においては、錦江町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則第13条4項により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食材料費

教育標準時間の認定を受けた子ども 主食・副食
保育時間の認定を受けた子どものうち満3歳以上の子ども 副食

- (2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの
園長が定める金額

(利用料などの納付方法等)

第20条 当園に在園するものは、毎月その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

(利用料等の還付の制限)

第21条 既納の利用料等は還付しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

(利用料の滞納者に対する処置)

第22条 園長は、利用料の未納が納期後1か月以上に及んだ子どもについては、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、錦江町長と協議の上、退園させることができる。当園は退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第23条 当園においては、子どもの安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

- 2 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条に従って、町町村、保護者等へ連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第24条 当園は、錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条第4項に従って子どもに対する人権の擁護及び虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(小学校との連携)

第25条 教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第26条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子どもが小学校就学の始期に達した時
- (2) 保育時間の認定を受けた子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(付則)

この園則は令和2年4月1日より施行する。

この園則は令和3年4月1日より施行する。